名古屋市告示第8号

土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定について

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第 6条第 1項の規定に基づき、特定 有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止 するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが 必要な区域を指定します。

令和 7年 1月14日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 指定する区域 名古屋市港区木場町 1番 1の一部及び 1番13の一部
- 2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 3 講ずべき汚染の除去等の措置 地下水の水質の測定

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課